

I 虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等

(1) 公認会計士（監査法人の社員として監査証明業務を執行した者を含む。）

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定
虚偽証明・不当証明	虚偽証明・不当証明	故意による虚偽・不当証明	30条1項・3項	登録抹消
		過失による虚偽・不当証明	30条2項・3項	業務停止6月

○ 個別事情による加重・軽減

項目	内容	加重・軽減
虚偽証明等の内容	○虚偽証明・不当証明の対象（損益）金額の資本金等に対する割合 （例）資本金に対する比率 1000%以上 〃 100%未満	加重 軽減
	○虚偽証明・不当証明の対象期間 ・長期（概ね5年以上）にわたる場合 ・1期のみの場合 ・中間監査にかかるもののみの場合	加重 軽減 軽減
	○監査の態様 ・非上場（公認会計士法上の「大会社等」を除く。）の場合 ・任意監査の場合	軽減 軽減
行為者の意識・行為等の態様	○虚偽・不当証明に対する積極性・計画性 ・スキームを提案するなど積極的・計画的に関与していた場合	加重
	○隠蔽行為の有無 ・監査調書を改ざんする等の隠蔽行為を行った場合 ・監査概要書に監査実施状況について不実の記載を行っていたような場合	加重 加重
	○監査報酬以外に報酬等として金品等を受領している場合	加重
	○不正の請託を受け、報酬等を請求・約束している場合	加重
	○従たる立場で行った場合	軽減
	○虚偽・脱漏があることを指摘し、監査証明期間のうちに「不適正意見」「意見不表明」等の意見を出していた期間がある場合	軽減
	○過失の程度（監査手続） ・重大な監査手続違反などにより重大な過失があると認められる場合	加重

	○問題となる項目につき法人の審査会に付議しなかった場合又は審査を依頼しなかった場合	加 重
	○企業による監査の拒否、妨害、隠蔽行為等があった場合	軽 減
	○監査手続に占める虚偽・不当証明の割合 ・当該手続以外は監査基準等に準拠し、適切に監査が行われていたと認められる場合	軽 減
	○監査の実施過程において、内部統制の状況など問題点を指摘し改善を求めた場合	軽 減
	○虚偽・不当証明の主要な期間が過去からの繰り越し（洗替え）のものであり、新規に虚偽の金額が増加していないような場合	軽 減
是正等の対応	○（監査法人の）役職、監査証明業務を辞退するなどの対応をしている場合	軽 減
	○当局の調査に対して協力するなど誠実に対応している場合	軽 減
刑事事件としての該当性、社会的影響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加 重
その他	○監査人が交替した場合 ・後任の監査人に対して、把握していた問題点等を的確に引き継がなかったような場合	加 重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重する項目がある場合	加 重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減する項目がある場合	軽 減

(2) 監査法人

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定
虚偽証明・不当証明	虚偽証明・不当証明	社員の故意による虚偽・不当証明	34条の21第2項一 号	業務停止3月
		社員の過失による虚偽・不当証明	34条の21第2項二 号	業務停止1月

(注) 業務停止については、監査法人全体に対してだけでなく、一部分（部門、従たる事務所）に対してのみ行うこともできるものとする。

○ 個別事情による加重・軽減

項 目	内 容	加重・軽減
虚偽証明等の内容	○虚偽証明・不当証明の対象（損益）金額の資本金等に対する割合 （例）資本金に対する比率 1000%以上 〃 100%未満	加 重 軽 減
	○虚偽証明・不当証明の対象期間 ・長期（概ね5年以上）にわたる場合 ・1期のみの場合 ・中間監査にかかるもののみの場合	加 重 軽 減 軽 減
	○監査の態様 ・非上場（公認会計士法上の「大会社等」を除く。）の場合 ・任意監査の場合	軽 減 軽 減
内部管理の態様	○品質管理に関する規定・体制の未整備又は不備による場合	加 重
	○審査機構が機能しなかったことによる場合	加 重
	○審査機構のみの責めに帰すべきことが困難である場合 ・関与社員が監査法人の審査会に付議しなかったような場合 ・関与社員が簡易な審査で済ましてしまったような場合	軽 減 軽 減
	○諸規準に準拠し、内部管理体制が確立していると認められる場合	軽 減
内部規律の態様	○内部規律に関する規定・体制の未整備又は不備による場合	加 重
	○諸規準に準拠し、内部規律が確保されていると認められる場合	軽 減
監査証明を行った行為者	○行為者の故意・過失の程度が重いと認められる場合	加 重
	○行為者の故意・過失の程度が軽いと認められる場合	軽 減
	○行為者が監査法人に対して虚偽の報告をする等の隠蔽行為や欺罔行為が介在し、監査法人の過失の程度が軽いと認められる場合	軽 減

是正等の対応	○速やかに法人内で調査等を行い、適切な改善措置を講じている場合	軽減
	○当局の調査に対して協力するなど誠実に対応している場合	軽減
刑事事件としての該当性、社会的影響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
その他	○監査人の交替した場合 ・後任の監査人に対して、把握していた問題点等を的確に引き継がなかったような場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重する項目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減する項目がある場合	軽減

(注) 内部管理の態様及び内部規律の態様が諸規準に準拠していると認められるかどうかについては、公認会計士協会の品質管理レビュー結果等に対する公認会計士・監査審査会によるモニタリングが行われていれば、その状況も参照するものとする。

II 信用失墜行為等の法令違反に対する懲戒処分等

(1) 公認会計士（監査法人の社員を含む。）

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定
法令違反	公認会計士法違反 (信用失墜行為違反(法26条関係))	(監査関連) ・ 監査補助者としての業務不適切 (1)不正行為等の不報告など重大な場合 (2)監査手続違反などの指示違反等の場合 (3)軽微な場合		業務停止6月 業務停止1月 戒告
		(会計専門家としての信用失墜) ・ 税理士法違反 [脱税幫助、脱税相談] (1)税理士業務停止6か月以上 (2)税理士業務停止6か月未満		業務停止3月 業務停止1月
		・ 自己脱税 (1)刑事訴追の対象または不正所得高額(1億円超) (2)不正所得少額(1億円未満) (注) 偽りその他不正の行為等により自らの申告を真正の事実に反して行ったとき		業務停止3月 業務停止1月
		・ いわゆる「名義貸し」 (注) 他人に自己の名義を使用させたとき		業務停止2月
		・ 不正経理協力 (1)刑事訴追の対象 (2)(1)以外の場合		業務停止3月 業務停止2月
		(2条2項業務関連) ・ 業務解怠 (1)刑事訴追の対象 (2)全く業務を行わないなど重大な任務解怠 (3)軽微な場合		業務停止3月 業務停止2月 戒告
		(その他) ・ 倫理規定違反 (1)監査報酬以外の金品の受領など重大な場合 (2)軽微な場合		業務停止3月 戒告

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の26条の規定違反 (1)重大な信用失墜行為の場合 (2)軽微な信用失墜行為の場合 		<p>業務停止 3月</p> <p>戒告</p>
公認会計士法違反 (信用失墜行為を除く)	・業務停止処分違反	31条	登録抹消
	・業務改善指示違反	31条	業務停止 2年
	・業務制限違反 [利害関係規定違反]	24条、24条の2	業務停止 1月
	・ローテーション違反 ・同無承認実施(やをい申出がある) (駈)	24条の3 利害関係令 6条3項	業務停止 1月 戒告
	・個人単独監査禁止違反	24条の4	業務停止 1月
	・守秘義務違反	27条、52条	業務停止 1月
	・就職制限違反 ・同無承認実施(やをい申出がある) (駈)	28条の2、34条の14の2、54条一号 利害関係令 9条	業務停止 1月 戒告
	・懲戒調査検査忌避、虚偽答弁等 報告検査忌避(個人)	33条、55条一号 49条の3、53条 一号・二号	業務停止 1月
	・証明範囲利害関係明示違反	25条	戒告
	・使用人監督義務違反	28条の3	戒告
	・社員競業禁止規定違反	34条の14	戒告
	・会計帳簿不記載、不実記載 (監査法人社員)	34条の22第2項、 55条の2四号	戒告
	・合併・清算手続違反(監査法人社員)	34条の22第1・6 項・7項、55条の 2五号・六号	戒告
・変更登録義務違反、解散・合併届出違反(社員についても同様)、登記義務違反(監査法人社員、法人)	20条、34条の6第1項、34条の18第3項、34条の19第3項、55条の2一号	戒告	
公認会計士法に基づく政令、内閣府令違反	・諸手続違反等軽微なもの (個人、監査法人社員)		戒告

○ 個別事情による加重・軽減

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	○計画的、重大な悪意あるいは害意に基づく行為である場合	加重
	○行為を行ったことにつき、考慮すべき事情があると認められる場合	軽減
	○過失に基づく行為であり情状が認められる場合	軽減
行為等の態様	○違反等の状態が長期間にわたる場合	加重
	○常習的に（繰り返し）行っている場合	加重
	○違反等の行為が単発又は短期間である場合	軽減
	○従たる立場で行った場合	軽減
是正等の対応	○（監査法人の）役職を辞退するなどの対応をしている場合	軽減
	○当局の調査に対して協力するなど誠実に対応している場合	軽減
刑事事件としての該当性、社会的影響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
	○監査法人の役職者などの責任ある地位にある者の行為で社会的影響が大きい場合	加重
その他	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重する項目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減する項目がある場合	軽減

(2) 監査法人

○ 基本となる処分の量定

懲戒根拠	懲戒事由	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定
法令違反	公認会計士法違反（運営が著しく不当）	・特に重大な場合 （例）品質管理規定不遵守	34条の21第2項三 号	業務停止2年
		・重大な場合 （例）審査機能不全 監査証明業務遂行体制不全		業務停止1年
		・自己脱税 （1）刑事訴追の対象または不正所得高額の（1億円超） （2）不正所得少額の（1億円未満） （注）偽りその他不正の行為等により自らの申告を真正の事実にして行ったとき		業務停止3月 業務停止1月

公認会計士法 違反 (上記を除く)	・業務停止処分違反	34条の21第2項三 号	解散命令
	・業務改善指示違反	34条の21第2項四 号	業務停止2年
	・監査法人成立届出違反	34条の9の2	業務停止1月
	・社員懲戒調査検査忌避、虚偽 答弁等 ・報告検査忌避	34条の21第3項、 55条一号 49条の3、53条一 号・二号	業務停止1月
	・業務制限違反 [利害関係規定違反]	24条の2、34条の 11、34条の11の2	戒告
	・社員のローテーション違反	34条の11の3	戒告
	・監査業務執行方法違反	34条の12第1項	戒告
	・証明範囲利害関係明示違反	34条の12第2項、 25条3項	戒告
	・使用人監督義務違反	28条の3、34条の 14の3	戒告
	・業務管理体制整備違反	34条の13	戒告
	・就職制限違反	28条の2、34条の 14の2	戒告
	・監査法人定款変更届出違反、 業務報告書提出義務違反、解 散・合併届出違反(法人) 登記義務違反(監査法人社員、 法人)	34条の10、34条の 6第1項、34条の 16、34条の18第3 項、34条の19第3 項、55条の2一号 ・二号	戒告
公認会計士法 に基づく政令 、内閣府令違 反	・諸手続違反等軽微なもの (法人)		戒告

○ 個別事情による加重・軽減

項目	内容	加重・軽減
内部管理の態様	○品質管理に関する規定・体制の未整備又は不備による場合	加重
	○諸規準に準拠し、内部管理体制が確立していると認められる場合	軽減
内部規律の態様	○内部規律に関する規定・体制の未整備又は不備による場合	加重
	○諸規準に準拠し、内部規律が確保されていると認められる場合	軽減
行為等の態様	○違反等の状態が長期間にわたる場合	加重
	○常習的に（繰り返し）行っている場合	加重
	○違反等の行為が単発又は短期間である場合	軽減
	○従たる立場で行った場合	軽減
行為者の状況	○行為者の故意・過失の程度が重いと認められる場合	加重
	○行為者の故意・過失の程度が軽いと認められる場合	軽減
	○行為者が監査法人に対して虚偽の報告をする等の隠蔽行為や欺罔行為が介在し、監査法人の過失の程度が軽いと認められる場合	軽減
是正等の対応	○速やかに法人内で調査等を行い、適切な改善措置を講じている場合	軽減
	○当局の調査に対して協力するなど誠実に対応している場合	軽減
刑事事件としての該当性、社会的影響度	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重
	○監査法人の役職者などの責任ある地位にある者の行為で社会的影響が大きい場合	加重
その他	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき加重する項目がある場合	加重
	○上記に記載以外の項目について、特に考慮すべき軽減する項目がある場合	軽減

(注) 内部管理の態様及び内部規律の態様が諸規準に準拠しているかどうかについては、公認会計士協会の品質管理レビュー結果等に対する公認会計士・監査審査会によるモニタリングが行われていれば、その状況も参照するものとする。

[区分表等の適用に当たっての注意事項]

1. 上表に具体的な記載のない行為については、上表中最も類似した行為の例によること。
2. 複数の処分事由に該当する場合
 - (1) 一つの行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する場合には、基本となる処分の量定が最も重い区分とする。
 - (2) 二以上の処分等すべき行為について併せて処分等を行うときは、基本となる処分の量定が最も重い行為の区分に適宜加重するものとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認め得る場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。
3. 「個別事情による加減表」については、該当する項目・内容を勘案し、その程度に応じ、業務停止の期間、処分態様（登録抹消・解散命令 \leftrightarrow 業務停止 \leftrightarrow 戒告）を変更することができるものとする。
4. 過去に処分等を受けている場合等の取扱い
今回の相当とされる処分等に加重する。
 - (1) 過去に処分等を受けている場合
過去の処分等の軽重に応じ、加重の程度に差をつけた上で今回の相当とされる処分等に加重する。
 - (2) 他の法令に違反している場合
違反の程度に応じ加重する。
5. 本基準は、平成16年4月1日以降の行為等につき適用する。